

学校法人 創価大学 新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン

本学構成員の皆さんの健康を守り、「教育・研究活動およびその他の諸活動」と「感染拡大防止」を両立するため、ガイドラインを定めました。学生・教職員の皆さんは、本ガイドラインを理解し、適切な行動をお願いします。

厚生省「COCOA」と本学「検温記録システム」の活用

★★厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）★★

COCOAは、利用者が新型コロナウイルスの感染者と接触した可能性について、通知を受け取ることができるスマートフォンのアプリです。利用が増えることで、感染拡大防止につながることが期待されます。インストールしてご活用をお願いします。



Google Play



App Store

★★本学ポータルサイト「検温記録システム」★★

日常的な健康管理に一層留意するため、「検温記録システム」を開発しました。

本学ポータルサイト(スマートフォン版)からログインして、入構前には必ず検温し、自身の健康状態を入力してください。 <https://plas.soka.ac.jp/csp/plassm/login.csp>



<日常生活の注意事項>

- ・3密の回避
- ・身体的距離の確保、マスクの着用、手洗い(手指消毒)
- ・学内で体調不良となった場合は、速やかに本学の状況確認窓口に連絡し、自宅で療養
- ・学内では必ずマスクを着用(授業中も着用。屋外で身体距離が確保されている場合はマスクを外すことも可)
- ・学内各棟の入口で必ず検温・消毒
- ・学内では大声での会話を控える(特に食事での会話は控える)
- ・感染リスクが高まる「5つの場面」に気をつける
- ・体調不良の場合は無理せず自宅で療養
- ・学内で使用している場所は十分に換気

体調不良の場合

学生・教職員およびその同居者に、以下のいずれかの症状が出た場合は、**必ず大学・短大の状況確認窓口に報告し、速やかに自宅待機してください。**その後、体調不良者は速やかに医療機関を受診してください。

- ・37.3℃以上の発熱がある
- ・頭痛、強いだるさや息苦しさがある
- ・風邪のような症状がある(喉の痛み、咳、痰)
- ・下痢・嘔吐がある
- ・味覚・嗅覚に異常を感じる

<大学・短大の状況確認窓口>

・学生窓口

| 所属 | 状況確認窓口 | 電話番号 | メールアドレス |
|------------|-----------|--------------|--|
| 学部生 | 学生課 | 042-691-2205 | gakuseika@soka.ac.jp |
| 別科生、学部留学生 | 国際課 | 042-691-8230 | intloff@soka.ac.jp |
| 文系大学院生 | 学事第2課大学院係 | 042-691-9423 | gsoffice@soka.ac.jp |
| 理工学研究科大学院生 | 理工学部事務室 | 042-691-9400 | eng-acad@soka.ac.jp |
| 法科大学院生 | 法科大学院事務室 | 042-691-9476 | hoka@soka.ac.jp |
| 教職大学院生 | 教職大学院事務室 | 042-691-9494 | kyoshoku-d@soka.ac.jp |
| 短大生 | 短大学生課 | 042-691-2201 | swc@soka.ac.jp |

・専任教員

⇒所属事務室

・非常勤講師

⇒教務課・短大教務課・所属事務室

・職員

⇒所属部署

※学部生は各学部事務室でも連絡を受け付けます。

※夜間、休日の場合は医療機関や保健所に連絡し、次営業日に本学の状況確認窓口に連絡してください。

<東京都の相談窓口>

・平日(日中)は各地域保健所

・土日祝・夜間は 03-5320-4592

新型コロナウイルス感染症に罹患した場合

学生・教職員および同居者が、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、**必ず速やかに大学・短大の状況確認窓口**に報告してください。陽性者は医療機関や保健所の指示に従い治療に専念し、「**新型コロナウイルス感染症の発症日から11日目以降**」「**服薬せずに症状が消失した日から4日目以降**」の両方の条件を満たしてから、通常の生活となります。なお、**陽性者が無症状の場合は、検査日から8日目以降**、通常の生活となります。同居者が罹患した場合は、基本的に学生・教職員本人は濃厚接触者と判定されます。

<学生・教職員が罹患した場合の主な報告内容>

- ・発症の時期と症状 ・感染の原因および出来事等 ・保健所や医療機関からの指示(本人や周囲の人に対する)
- ・検査日から過去2週間のキャンパス内での行動履歴(接触者、立ち寄り地など)
- ・保健所や医療機関の名称、連絡先

自分や同居者が濃厚接触者となった場合

学生・教職員およびその同居者が、濃厚接触者となった場合は、**必ず大学・短大の状況確認窓口**に報告し、**自宅待機**してください。

(1) 自分が濃厚接触者となった場合

- ・速やかに自宅待機し、保健所等の指示に従ってください。
- ・厚生労働省によって示されている期間※は**自宅待機**となります。その間に体調不良となった場合は、医療機関等に相談してください。※**自宅待機期間は、最終曝露日(陽性者との接触等)から5日間。ただし、2日目及び3日目に薬事承認された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性が確認された場合は、3日目から待機解除。(2022年7月22日現在)**

(2) 同居者が濃厚接触者となった場合

- ・学生・教職員本人は、原則、自宅待機し、自身の健康状態を確認してください。
- ・濃厚接触者(同居者)が新型コロナウイルス感染症に罹患していた場合、基本的に学生・教職員本人が濃厚接触者と判定されます。(1)に従って対応してください。
- ・濃厚接触者(同居者)が新型コロナウイルス感染症に罹患していなかった場合は、陰性判定後から通常の生活を送ってください。(※後述の「クラスター発生や感染拡大の防止について」に該当する場合は除く)

(3) 厚労省「COCOA」で通知があった場合

- ・大学・短大の状況確認窓口
- ・本人が「症状あり」の場合は、帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診が案内されます。
- ・本人が「症状なし」の場合で、身近な者に感染者等がいる場合は、帰国者・接触者外来等の速やかな予約と受診が案内されます。
- ・本人が「症状なし」の場合で、身近な者に感染者等がいない場合は、濃厚接触者の可能性は高くありませんが、一定期間は体調の変化に気を付けるように案内されます。
- ・自宅待機期間および通常の生活に戻る時期については、原則、保健所の指示に従ってください。

クラスター発生や感染急拡大の防止について

本学におけるクラスター発生や感染急拡大を防止するため、本ガイドラインの「体調不良者」「感染者」「濃厚接触者」に関する記載事項以外でも、関係する学生・教職員本人に自宅待機等を要請する場合があります。

※自宅待機等を要請する対象者や期間は、医師等の診断や意見を参考に、本学で検討し決定します。

保健センターへの相談

本ガイドライン記載の状況に該当しない場合や、新型コロナウイルスの感染に不安がある場合は、本学保健センターに相談してください。

・電話(平日の日中):042-691-9373

・利用時間:<https://www.soka.ac.jp/campuslife/healthcenter/guide/time/>